

関市内における「平成 30 年 7 月豪雨災害」に対する支援活動を募集します。

（関市ときめき市民活動助成金（初動支援型）による助成です。）

◆目的

関市内で発生した大雨による災害支援活動を行う市内団体等の支援活動に対する助成を行うことで被災地の復興を目指します。

◆対象となる事業

平成 30 年 7 月豪雨災害後の生活支援に関すること
（原則として平成 31 年 3 月 31 日までに実施の事業）

（例）

- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・コミュニティ形成や支援に関する取り組み
- ・子ども・障がい者・高齢者の居場所づくりやケアにつながる取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・女性や子ども等、災害弱者を守るための取り組み
- ・その他、申請団体で被災地ニーズを把握しており、緊急を要する取り組み

◆対象団体、助成金額

【対象団体】 次の条件を全て満たす団体です。

- ・関市内において公益的な活動を行い、または 1 年以内に活動を行う予定があること
- ・定款、会則その他の規程を定めていること
- ・市民に開かれた独立の組織であること
- ・宗教、政治的及び暴力的な活動をしていないこと
- ・未成年者のみの組織でないこと
- ・公序良俗に反していないこと
- ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと

【助成金額】

対象事業費の 10/10、助成金 5 万円以内

※助成金の交付は書類審査により決定

※助成の対象外となる経費もあります。

◆選考方法

申請のあった団体から随時書類選考を行う。また必要に応じて電話等でヒアリングを行う場合がある。

◆注意事項

事業の実施に関しては、被災地域の希望とミスマッチが起きないように、関市社会福祉協議会ボランティアセンターと連携、相談して進めること。